

売買取引の条件について

(2020年6月21日時点)

東果大阪会社では、卸売市場法や大阪市中心卸売市場業務条例に基づき、以下のとおり、売買取引の条件を定めています。

1 営業日及び営業時間

(1) 営業日 「令和2年臨時休開場日カレンダー」のとおりに

(2) 営業時間 午前5時～午後2時

2 取引品目

野菜、果実及びこれらの加工品並びに市規則で定めるその他の食料品

3 生鮮食料品等の引渡しの方法

出荷者に対しては受託契約約款もしくは個別協議によるものとします。

買受人に対しては市場内卸売場での引渡しもしくは個別協議によるものとします。

4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

出荷者に対しては受託契約約款によるものとします。

買受人に対しては個別協議によるものとします。

5 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払い方法

(1) 支払期日

各取引先様との個別協議によるものとします。

(2) 支払方法

現金、小切手、送金、その他各取引先様との個別協議による方法によるものとします。

6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭

各取引先様との個別協議によるものとします。

委託手数料の受領状況及び奨励金等の交付状況について（2020年11月）

大阪府中央卸売市場業務条例第46条第3項の規定により、次のとおり公表します。

1 委託手数料の受領額

96,453,843 円

2 奨励金等の交付額

40,702,558 円